

第24期第19回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和4年2月9日(水)午前10時から午後12時まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎9階 901会議室
- 3 出席委員 相原和彦、石手啓夫、井口哲哉、井之口喜實夫、榎本重恭、
尾崎賀一、加藤和雄、木村隆昭、篠田政巳、田中大代、瀧島規秀、
増田義二、宮本兼一、本橋朋和 計14名
- 4 欠席委員 西貝孝之、半田保之 2名
- 5 議 案 (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について (第1号)
(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第2～3号)
(3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第4～12号)
(4) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第13号)
- 6 報 告 (1) 農地法第3条の3に基づく届出の受理について
(2) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
(3) 農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 その他 令和4年度練馬区農業委員会総会日程の変更について

尾崎賀一副会長	<p>皆様、おはようございます。これより第24期第19回練馬区農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>まず、議案の審議に入る前に、事務局から報告があります。</p>
事務局	<p>先月、農業委員会事務局の職員に変更がありましたので、ご報告します。農業委員会事務局主事が1名、退職いたしました。</p>
事務局	<p>ただいまの出席委員数は14名、欠席委員数は2名、欠席の届け出のあった委員は西貝孝之委員、半田保之委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。</p>
尾崎賀一副会長	<p>本日は、西貝孝之会長が欠席ですので、私が議事進行をさせていただきます。</p> <p>今回の署名人は、篠田政巳委員と瀧島規秀委員にお願いします。</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。令和4年1月4日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。</p> <p>【申請者、土地所有者、所在などについて説明】</p> <p>こちらの事実確認調査は、加藤和雄委員にお願いしております。引き続きご説明いたします。別冊資料のインデックス3をお開きください。自ら耕作の事業の用に供するために都市農地を貸借する場合</p>

の流れです。先月の協議会で書類の事前確認をしていただき、その後担当委員の現地確認調査を行いました。現在は、総会での判断の部分となります。続きまして、4ページをお願いします。今回の申請者は常時従事する個人となりますので、認定要件のうち①都市農業機能発揮要件、②地域との調和要件、③全部効率利用要件の3つを満たす必要があります。それでは議案の4ページにお戻りください。4ページから7ページまでが事業計画の認定申請書となっております。1 賃借権等の設定を受けようとする者の氏名及び住所は記載のとおりです。2 賃借権等の設定を受ける都市農地の貸借期間の始期は、令和4年3月1日からで、期間は1年間です。5ページをお願いします。3 都市農地における耕作の事業の内容は、露地野菜を栽培し、区内スーパーおよび庭先にて販売する。また、露地野菜を栽培し、収穫体験を実施するとのことです。申請者と所有者の役割は、表の下に記載があります。6ページをお願いします。4 申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況です。年間従事日数は現状300日、賃借権等の設後も300日です。II 選択項目です。申請者はイの常時従事すると認められる個人に該当することから、記載が必要な項目は5-1、5-2及び6となります。5-1 申請者が現に所有権ならびに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況です。所有地における自作地が13,941㎡、内訳は畑11,941㎡、樹園地2,000㎡です。5-2 申請者の機械の所有状況、農作業に従事する者の数等の状況です。(1) 作付作物、作物別の作付面積です。権利取得後は、畑13,076㎡で野菜を作付けし、樹園地2,000㎡でブルーベリーを作付けします。7ページをお願いします。(2) 大農機具はトラクター2台と運搬車2台、フォークリフト1台、管理機3台、バックホー1台となっております。(3) 農作業に従事する者です。①申請者本人の農作業歴は43年です。②申請者本人以外の常時労働力は4人で、農作業歴は36年と5年、2年、

1年です。③臨時雇用労働力は1人で、農作業歴は6年です。④申請者の住所地と借り受ける土地との距離は、車で10分です。6 周辺地域との関係です。周辺は宅地化されており、周辺の農地への農業上の利用による影響はありません。農薬の使用方法については、地域の防除基準に従う、とのこと。8ページから11ページは農地使用貸借契約書です。本件は使用貸借契約であるため、賃借料の発生はありません。12ページは借受地における営農計画ですので、お目通しください。2ページにお戻りください。
事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長 それでは、加藤和雄委員お願いします。

加藤和雄委員 1月18日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑は、以前はサツマイモとキャベツを作付けしていた畑です。今後は、サツマイモやエダマメ、ダイコン等を栽培することです。畑全部ではなく半分ほどの借り入れであるため、境界は明確にしておくようにお伝えしました。なお、申請者は農業体験農園を運営しているほか、ブルーベリー、その他施設野菜を作っている方です。申請者の畑も、綺麗に管理されていました。よろしくお願ひします。

尾崎賀一副会長 質問等ございましたら、お願いします。

石手哲夫委員 全部ではなく半分ほどの借り入れということですが、申請書に記載している面積は、その筆の半分の面積であり、借り入れする面積ということよろしいですか。

加藤和雄委員 はい、そうです。

尾崎賀一副会長 ほかに何かございますか。
(発言なし)
本件承認としてよろしいでしょうか。
(異議なしとの発言あり)
それでは、承認とします。

次に、14ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。
令和4年1月4日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。
【相続人、被相続人などについて説明】
事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長 それでは、瀧島規秀委員お願いします。

瀧島規秀委員 令和4年1月17日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑では、キャベツやタマネギ、ネギ等が栽培されていました。夏は夏野菜を栽培するとのことでした。販売は庭先直売とのことでした。雑草も無く、しっかりと手入れをしてありました。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

尾崎賀一副会長 質問等ございましたら、お願いします。
(発言なし)
本件承認としてよろしいでしょうか。
(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、16ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和3年12月20日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、被相続人などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長 それでは、加藤和雄委員をお願いします。

加藤和雄委員 1月18日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。南東側に倉庫があり、納税猶予の適用から外しています。北側にニンクやネギが、南側にハクサイやダイコンが作付けされていました。販売先は、庭先直売と福祉事業所に販売しているとのこと。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

尾崎賀一副会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、18ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年1月17日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長 それでは瀧島規秀委員お願いします。

瀧島規秀委員 1月17日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらの畑では、冬野菜としてハクサイやキャベツ、ブロッコリーが作付けされ、春に向けてタマネギやソラマメを作付けするとのことです。また、ミカンが3本ほど植わってありました。近隣の方への配布あるいは販売のほか、自家消費とのことです。境界についても確認しました。よろしくお願いします。

尾崎賀一副会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、20ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年1月17日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長 それでは井口哲哉委員お願いします。

井口哲哉委員 1月17日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
申請者は主に鉢苗を扱う花屋で、ハーブやローズマリー等の花壇用苗を作っています。ハウスが11棟あり、ほとんどが市場出荷とのこと
です。ハウス以外にはカリフラワーやブロッコリー、ミカン等の野菜を作付けしており、北側の道路に面したところに直売所を設置
しており、そこで販売しています。境界についても確認しました。
よろしくお願いします。

尾崎賀一副会長 質問等ございましたら、お願いします。
(発言なし)
本件承認としてよろしいでしょうか。
(異議なしとの発言あり)
それでは、承認とします。

次に、22ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年1月17日に標記の申請
があり、下記のとおり確認したので証明する。
【申請者、特例農地等の所在などについて説明】
事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長 それでは井之口喜實夫委員お願いします。

井之口喜實夫委員 1月17日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
申請者は、多くの種類の野菜を少しずつ栽培し、庭先で販売しております。畑の状況については、北東側の欠けたところの南側にカキの木が4本植わってありました。その南側にビニールハウスがあり、農機具・肥料などが収納されていました。あとは全て野菜畑で、ハクサイやダイコン、キャベツ等全部で15種類ほどの野菜が作付けされていて、草も生えていなく綺麗に管理されていました。境界についても確認しました。
よろしく申し上げます。

尾崎賀一副会長 質問等ございましたら、お願いします。
(発言なし)
本件承認としてよろしいでしょうか。
(異議なしとの発言あり)
それでは、承認とします。

次に、24ページです。議案第7号及び議案第8号は一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号及び第8号は農地法上の同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願いします。

議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年1月17日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

続いて、議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年1月17日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長 それでは相原和彦委員お願いします。

相原和彦委員 1月17日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらの畑では、ネギ、コマツナ、ハクサイが少しずつ残っていました。東側にナツミカンの木が植えられており、かなり大きくなっていました。西側にはミカンが植えられていました。南側の一部にブルーベリーが植えられており、網がかかっていました。北西側の一部の境界が無くなってしまっているとのことで、確認ができませんでした。何か目印を付けていただくようお願いをしておきました。畑は綺麗に管理されておりました。市場に出荷しているとのことです。よろしくお願いします。

尾崎賀一副会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、28ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年1月17日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長 現地調査をされた、西貝孝之委員は本日欠席ですので、事務局から報告をお願いします。

事務局 1月17日に、西貝孝之委員と現地調査に行ってきました。
こちらの畑では、キウイとナシが植えられており、地面は防草シートで管理されています。販売は、近隣への配布と自家消費とのことです。境界についても確認しました。西貝孝之委員も、問題ないのではとのことです。よろしくお願いします。

尾崎賀一副会長 質問等ございましたら、お願いします。
(発言なし)
本件承認としてよろしいでしょうか。
(異議なしとの発言あり)
それでは、承認とします。

事務局 次に、30ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年1月18日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。
【申請者、特例農地等の所在などについて説明】
事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長 それでは増田義二委員をお願いします。

増田義二委員 1月18日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
全ての畑でみかんが植えられていました。(1)(2)の畑の東側では、
知人がお手伝いに来て、ダイコンやトマト、ナス等の野菜を作付け
しているとのこと。販売は、庭先直売とのこと。境界につ
いても確認しました。よろしくをお願いします。

尾崎賀一副会長 質問等ございましたら、お願いします。
(発言なし)
本件承認としてよろしいでしょうか。
(異議なしとの発言あり)
それでは、承認とします。

次に、32ページです。議案第11号につきましては、農業委員会会議
規則第10条に基づき、関係委員は退室をお願いします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第11号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行
っている旨の証明について」です。令和4年1月18日に標記の申請
があり、下記のとおり確認したので証明する。
【申請者、特例農地等の所在などについて説明】
事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長 それでは加藤和雄委員をお願いします。

加藤和雄委員 1月18日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
北側にハウスがあり、綺麗に耕運されてきました。これからエダマ
メとトウモロコシを作付けするとのこと。南側では、ダイコン
やブロッコリー、ハクサイ等が作られておりました。境界について

も確認しました。よろしく申し上げます。

尾崎賀一副会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

ここで、関係委員にお戻りいただきます。

次に、34ページです。議案第12号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第12号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。本件は、先月の協議会で証明の取扱いについて、協議をさせていただいた案件です。先月の協議会では、委員の皆さまからいただいたご意見を申請者に伝え、今後の対応について直接聞き取り、誓約書等の提出を求めるとしました。今回、申請者より、誓約書及び農業経営計画表の提出を受け、証明願いを受理しました。それでは、ご説明させていただきます。

令和4年1月25日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

36ページをお願いします。農業経営に係る誓約書です。

【農地の所在(地番)、現在の農業経営の状況などについて説明】

37ページをお願いします。37ページ及び38ページが農業経営計画表です。37ページが納税猶予の適用を受けている生産緑地に係る計画表で、38ページがそれ以外の生産緑地に係る計画表です。

【主要作物の作付け計画、今後の計画について説明】

39ページをお願いします。該当の農地を地図で記しております。
事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長 それでは増田義二委員をお願いします。

増田義二委員 令和4年1月25日に、農地パトロール部会員4名と事務局2名で、
現地調査に行ってきました。
前回の協議会で、委員の皆さまから、納税猶予以外の農地の管理状況についてもご質問があったため、現地調査では、納税猶予を受けている農地のほか、農地パトロールで指摘があった農地を含めた全ての生産緑地を確認してきました。納税猶予を受けている農地の管理状況については、前回の協議会で報告しましたとおり、野菜中心の作付け状況で変わりはありませんでした。その他の生産緑地については、総会資料の39ページの地図と見比べながら、ご報告いたします。まず、(6)の畑については、調査時作付けはなく、耕運されている状況でした。夏に小玉スイカやサトイモを作付けしていたとのことでした。(7)~(9)の畑では、北東側の出っ張っている部分に、レモンの若木が24本植わっていました。中央部分にはハクサイが作付けされており、夏にはトマトやキュウリ、ピーマン等を作付けしていたとのことでした。南側にはサトイモを作付けした後があり、その東側には、柿の若木が30本植わっていました。一部で下草が伸び、管理が行き届いていない状況でした。(10)の畑では、調査時作付けはなく、春にダイコンやチンゲンサイを作付けしていたとのことでした。北側の下草が伸び、管理が行き届いていない状況でした。管理状況については以上です。
続いて、今後の農業経営の計画について、証明対象者から提出があった誓約書と農業経営計画表に沿って、ご説明いたします。総会資

料の 36 ページをお願いします。現在の農業経営の状況は、一人で主に野菜を作付けし、販売は無人販売所と自家消費とのことです。ここ 2～3 年は夏場の雑草を刈り取る作業に追われ、秋冬の作付けはほとんどできていなかったのですが、去年は大根を作付けしたとのことです。今後の農業経営の方針は、1 年を通して野菜の作付けができるように、労働力の確保や除草作業の外部業者依頼を計画している。また、今後果樹を少しずつ増やし、無理のない作付け計画により周年の野菜収穫を目指すとのことです。また、JA 支部の方から果樹や野菜の農作業に関する指導を受け、計画を実行していきたいとのことです。

37 ページをお願いします。納税猶予の適用を受けている生産緑地の農業経営計画表です。主要作目の作付け計画では、野菜中心とした計画になっています。今後の計画において、雑草の管理については、6 月以降に業者依頼を含め、こまめに除草する。合わせて、防草シートを刈から順次敷き、効果を見るとのことです。出荷先・販売方法については、無人販売の規模を大きくできるように、販売所の設備を標準化する。出荷は人手の確保ができてからとのことです。その他について、「果樹面積をさらに増やすことで、広い畑の有効利用を進めたい。(1)～(4)(10)の一部で、今年末以降に柑橘類を植えていく」とのことです。

38 ページをお願いします。その他の生産緑地の農業経営計画表です。納税猶予の計画表と同じく、主要作目の作付け計画は、野菜中心となっています。(7)～(9)の畑については、既に果樹が植わっており、管理方法に変わりはないとのことです。

今後の計画においては、納税猶予の計画表の記載内容と大きく変わりはありません。よろしくをお願いします。

尾崎賀一副会長

1月25日に増田義二委員とともに、パトロール部会で一緒に現地の

調査に行ってきました。こちらは、かなり大きい畑になります。そのうち、(7)~(9)の畑に関しては、令和4年11月に生産緑地の30年の期日が到来します。その他の畑については、来年度以降も管理していく形となります。一人にしては畑がかなり広いので、これまでの3年間の作付け状況を考えるとかなり大変なことだとは思いますが、申請者は無理がない作付けのために、徐々に果樹を増やしていくという計画も入っております。支部や果樹部会にも参加して指導を受ける思いでいるようです。また、防草シート等をうまく利用したり、夏の除草が大変なときには、業者に頼んで一緒に除草していただいたりと考えているようです。また、事務局から何度も貸借制度の説明もしており、申請者は全く理解してないというわけではなく、まだそこまで気持ちが至っていないそうです。実際近所で、借りたいという人の話も聞いているので、徐々にそちらも考えていきたいとおっしゃっていました。パトロール部会でも、毎年のパトロール期間を地域の委員だけに任せるのではなく、パトロール部会としても注視して、お声掛けしていきたいと思っております。パトロール部会からの報告は以上です。

他に何か質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、40ページです。議案第13号について、事務局から説明をお願いします。

について」です。令和4年1月14日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長 それでは井口哲哉委員お願いします。

井口哲哉委員 1月25日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらの畑は、北側の一部を除いて、芝畑になっております。現在、販売はされていませんが、管理はされており、年に2、3回業者に頼んで綺麗にしてもらっているとのこと。北側には、植木が数本とカキが1本、ザクロが1本植わってました。カキとザクロは自家消費とのこと。境界についても確認しました。雑草も無く綺麗に管理されています。よろしくお願いします。

尾崎賀一副会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、42ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第3条の3に基づく届出の受理について」です。

本件は、相続により農地の所有権等を取得した場合に行う届出です。今回は2件です。令和3年12月および令和4年1月に届出のあった

標記の件について、「農地法第3条の3第1項の届出に係る事務処理規定」第4条第1項に基づき先決処理したので、同条第2項により下記のとおり報告する。

【権利を取得したもの、届出に係る農地の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長

事務局から説明を受けました。質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

次に、46ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局

「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は4件です。

【物件地番・地積、所有者などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

次に56ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局

「農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。

令和4年1月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

1枚目の次第をお願いします。

次第3 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 60ページをお願いします。令和4年度練馬区農業委員会総会日程の変更についてです。前回の総会で、第25回につきましては8月11日の木曜日を予定日としてお示しさせていただきましたが、祝日でしたので、8月10日の水曜日に変更をさせていただきます。よろしく願いいたします。

尾崎賀一副会長 委員の皆さまからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第19回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長(職務代理副会長)

署 名 人

署 名 人